

石巻地区広域行政事務組合監査委員告示第2号

令和3年10月12日付け石巻地区広域行政事務組合監査委員告示第1号で公表した定期監査結果報告について、石巻地区広域行政事務組合理事長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和3年11月16日

石巻地区広域行政事務組合監査委員
石巻市代表監査委員 堀内賢市

石巻地区広域行政事務組合監査委員
女川町議会議長 佐藤良一

石広消総第164号
令和3年11月5日

石巻地区広域行政事務組合監査委員
石巻市代表監査委員 堀内賢市 殿

石巻地区広域行政事務組合監査委員
女川町議会議長 佐藤良一 殿

石巻地区広域行政事務組合
理事長 石巻市長 齋藤正美

監査結果に係る措置について

令和3年10月12日付け石広監第5号で指摘があったこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、下記とおり措置を講じたので通知します。

記

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>消防本部総務課、石巻東消防署、河北消防署及び女川消防署</p> <p>【文書事務】</p> <p>公印規程に規定されている下記公印が公印台帳に登録がなく、作成及び配置されていない。公印規程と実際の公印の配置状況が異なるので、同種の公印の使用実態を踏まえて当該公印の必要性を検討の上、公印規程や公印の配置を見直す等の措置を講じること。</p> <p>また、各保管責任者は、自身が保管すべき公印を把握し、適正に管理すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・消防本部印（石巻東消防署専用） 1個・消防本部印（河北消防署専用） 1個・消防本部印（女川消防署専用） 1個・石巻東消防署印 縦・横 各1個・河北消防署印 縦・横 各1個・女川消防署印 縦・横 各1個・女川消防署長印 縦 1個	<p>現在配置されている全公印の使用実態を確認し、必要性の検討を行い、使用していない消防本部印、消防署印及び打ち出し印については廃止することとし、公印規程を改正いたしました。</p> <p>また、公印規程に規定されているものの配置されていなかった女川消防署長印（縦）については、作成し配置いたしました。</p> <p>なお、公印の保管等については、各所属の保管責任者が適切に管理するとともに、総括管理者（総務課長）が年1回以上全ての公印を公印台帳と照合するなど、管理の徹底に努めます。</p>